令和元年11月29日 資料No.5 総務常任委員会

人材育成推進担当

議案第121号

港区職員の給与に関する条例の一部改正について

1 給料表

公民較差(△2,235円、△0.58%)を解消するため、行政職給料表(一)、 医療職給料表(二)、医療職給料表(三)の給料月額を引き下げます。また、 業務職給料表の給料月額についても行政職給料表(一)と同率程度引き下 げます。

2 期末手当・勤勉手当

年間の支給月数を0.15月引き上げ、4.65月とします。

支給月数の引上げ分については、民間の考課査定分の配分状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ります(別紙1参照)。

≪現行≫

期末手当	勤勉手当	合 計
2.6月	1.9月	4.5月



≪改正案≫

期末手当	勤勉手当	合 計				
2.6月	2.05月	4.65月				

3 施行日

給料表 令和2年1月1日(令和2年1月分給与から適用) 勤勉手当 公布の日(令和元年12月支給の勤勉手当から適用)

勤勉手当の改正内容について

【再任用職員以外】

現 行						改正案(R元. 12月支給)						改正案(R 2. 6月支給~)					
(管理職員以外)						(管理職員以外)						(管理職員以外)					
	6月	12月	3月	合計			6月	12月	3月	合計			6月	12月	3月	合計	
期末	1. 15	1.20	0. 25	2.60		期末	1. 15	1. 20	0. 25	2. 60		期末	1. 15	1. 20	0. 25	2.60	
勤勉	0.95	<u>0. 95</u>	_	<u>1. 90</u>		勤勉	0.95	<u>1.10</u>	_	2.05		勤勉	1.025	1.025	_	2.05	
合計	2. 10	<u>2. 15</u>	0. 25	<u>4. 50</u>		合計	2.10	<u>2.30</u>	0. 25	4.65		合計	2. 175	2. 225	0. 25	4. 65	
)					\						
(管理	職員)				7	(管理職員)					7	(管理職員)					
	6月	12月	3月	合計			6月	12月	3月	合計			6月	12月	3月	合計	
期末	0.95	1.00	0. 25	2. 20		期末	0.95	1.00	0. 25	2. 20		期末	0.95	1.00	0. 25	2. 20	
勤勉	1. 15	<u>1. 15</u>	_	<u>2.30</u>		勤勉	1. 15	<u>1.30</u>		<u>2. 45</u>		勤勉	1. 225	1. 225		2. 45	
合計	2. 10	<u>2. 15</u>	0. 25	4.50		合計	2. 10	2.30	0. 25	<u>4. 65</u>		合計	<u>2. 175</u>	2. 225	0. 25	4. 65	

【再仟用職員】

<u>[[1,1,1]</u>	【 丹 仕川瀬貝】 															
現 行						改正	案(F	₹元. *	12月	支給)		改正	案(R	2.6	月支約	`~)
(管理職員以外)						(管理職員以外)						(管理職員以外)				
	6月	12月	3月	合計			6月	12月	3月	合計			6月	12月	3月	合計
期末	0.65	0.70	0. 10	1. 45		期末	0.65	0.70	0.10	1. 45		期末	0.65	0.70	0.10	1. 45
勤勉	0.45	<u>0. 45</u>		<u>0. 90</u>		勤勉	0.45	0.55	_	<u>1.00</u>		勤勉	0.50	0.50	_	1.00
合計	1. 10	<u>1. 15</u>	0. 10	<u>2. 35</u>		合計	1. 10	<u>1.25</u>	0.10	<u>2. 45</u>		合計	<u>1. 15</u>	<u>1. 20</u>	0.10	2. 45
					┙						┙					_
(管理	(管理職員)						(管理職員)				7	(管理	職員)			
	6月	12月	3月	合計			6月	12月	3月	合計			6月	12月	3月	合計
期末	0.55	0.60	0. 10	1. 25		期末	0.55	0.60	0.10	1. 25		期末	0. 55	0.60	0. 10	1. 25
勤勉	0.55	<u>0.55</u>		<u>1. 10</u>		勤勉	0.55	0.65		<u>1. 20</u>		勤勉	<u>0.60</u>	<u>0.60</u>	_	1. 20
合計	1. 10	<u>1. 15</u>	0. 10	2. 35		合計	1.10	<u>1. 25</u>	0. 10	2.45		合計	<u>1. 15</u>	<u>1. 20</u>	0. 10	2. 45

モデルケースによる試算(給与改定による比較)

【行政職給料表(一)】

単位(円)

	22歳(1級29号給) 扶養対象:なし		給与月額		年間給与						
係員		現行	改定後	差額	現行	改定後	差額				
	入及が多いない	247,440	247,440	0	3,961,260	3,994,326	33,066				
				-	-						
	20年(4紀50日終)		給与月額		年間給与						
係員	30歳(1級53号給) 扶養対象:なし	現行	改定後	差額	現行	改定後	差額				
	八及バ水・ひつ	286,280	284,720	-1,560	4,644,420	4,658,748	14,328				
	42歳(2級65号給) 扶養対象:配偶者		給与月額		年間給与						
主任		現行	改定後	差額	現行	改定後	差額				
	子1人	399,240	396,720	-2,520	6,639,038	6,656,539	17,501				
	48歳(3級72号給)		給与月額			年間給与					
係長	扶養対象:配偶者	現行	改定後	差額	現行	改定後	差額				
	子2人	477,600	474,720	-2,880	7,987,247	8,010,929	23,682				
			-		-	-					
	50歳(5級68号給)		給与月額			年間給与					
課長	扶養対象∶配偶者	現行	改定後	差額	現行	改定後	差額				
子2人		660,120	657,120	-3,000	10,971,512	11,017,283	45,771				

(試算条件)

- 給与月額には、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当(課長のみ)を含みます。
- 住居手当について、係員(22歳)は月額27,000円、係員(30歳)は月額17,600円とし、それ以外の 区分では支給無しとして試算しています。